みんなの健康を支える国民健康保険制度

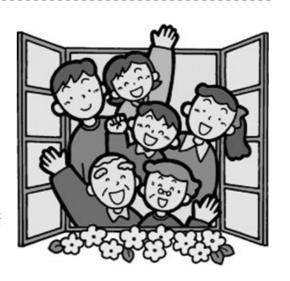
日本では、誰もが安心して医療を受けられるように、職業や年齢などに応じて、すべて の方が医療保険に加入することになっています(国民皆保険制度)。

国保に加入する方

職場の健康保険などに入っている方、生活保護を 受けている方、長寿(後期高齢者)医療制度に入っ ている方以外は、すべて国民健康保険(国保)に加 入します。

例えば・・・

- ・お店などを経営している自営業の方
- ・農業や漁業などに従事している方
- ・退職して職場の健康保険などをやめた方
- ・パート、アルバイトなどをしていて、職場の健康 保険などに加入していない方
- ・外国人登録をしていて、1年以上日本に滞在する と認められた方



届け出が必要です!-

職場の健康保険と国保の間で切り替えがある場合には、ご自身による届け出が必要です。 自動的に切り替わることはありませんのでご注意ください!

届け出に必要なもの

【国保に加入するとき】

職場の健康保険を脱退したことを証明 するもの(資格喪失連絡票や離職票など) 印鑑

年金手帳・年金証書など 本人確認ができるもの(運転免許証など)

【国保を脱退するとき】

職場の保険証

国保の保険証(脱退する方全員分)

印鑑

年金手帳など

本人確認ができるもの(運転免許証など)

届け出はお早めに

加入の届け出が遅れた場合は、前の健 康保険が終了した時点までさかのぼって 国保に加入し、その分の国保税を納めて いただきます。

脱退の届け出が遅れると、国保税が二 重に請求されます。また、他の健康保険 に加入した後に国保の保険証を使用すると、 その時に国保が負担した医療費を返して いただくことがあります。

健康保険に変更がありましたら、14日以内に役場町民課または各出張所へ届け出を お願いします。